

松江市商業・

サービス業等エネルギーコスト

削減対策支援事業補助金

(県補助金上乘せ分)

【申請の手引き】

★補助金を申請される前に、必ずご一読ください。★

松江市役所 商工企画課

TEL：0852 - 55 - 5036

目 次

- | | |
|--------------|------|
| 1. 事業の目的 | P2 |
| 2. 補助対象事業者 | P2 |
| 3. 補助金の概要 | P2～3 |
| 4. 募集・選定について | P4 |
| 5. 申請手続き | P5～6 |
| 6. その他留意事項 | P7 |
| 7. お問い合わせ先 | P7 |



内容をご確認いただき
申請をお願いします。

1. 事業の目的

物価、エネルギー価格高騰対策として、中小企業者等がエネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の更新をする経費の一部を補助することにより、物価、エネルギー価格高騰による負担軽減を図ることを目的とする。

2. 補助対象事業者

令和8年2月10日より島根県が実施する飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の確定を受けた事業者であり、以下に記載する(1)及び(2)、(3)を満たす事業者

- (1) 市税に滞納がない事業者
- (2) 松江市内の事業所において事業を実施した事業者
- (3) 補助対象経費について、県補助金以外の補助金等の交付を受けていない事業者

※松江市にある事業所の設備機器のみ対象

※本社や事業所等が松江市内にあっても、市外の事業所等の設備を更新した場合は対象外

※倉庫のみ市内にある等、事業実態が市外にある場合は対象外

3. 補助金の概要

(1) 対象事業

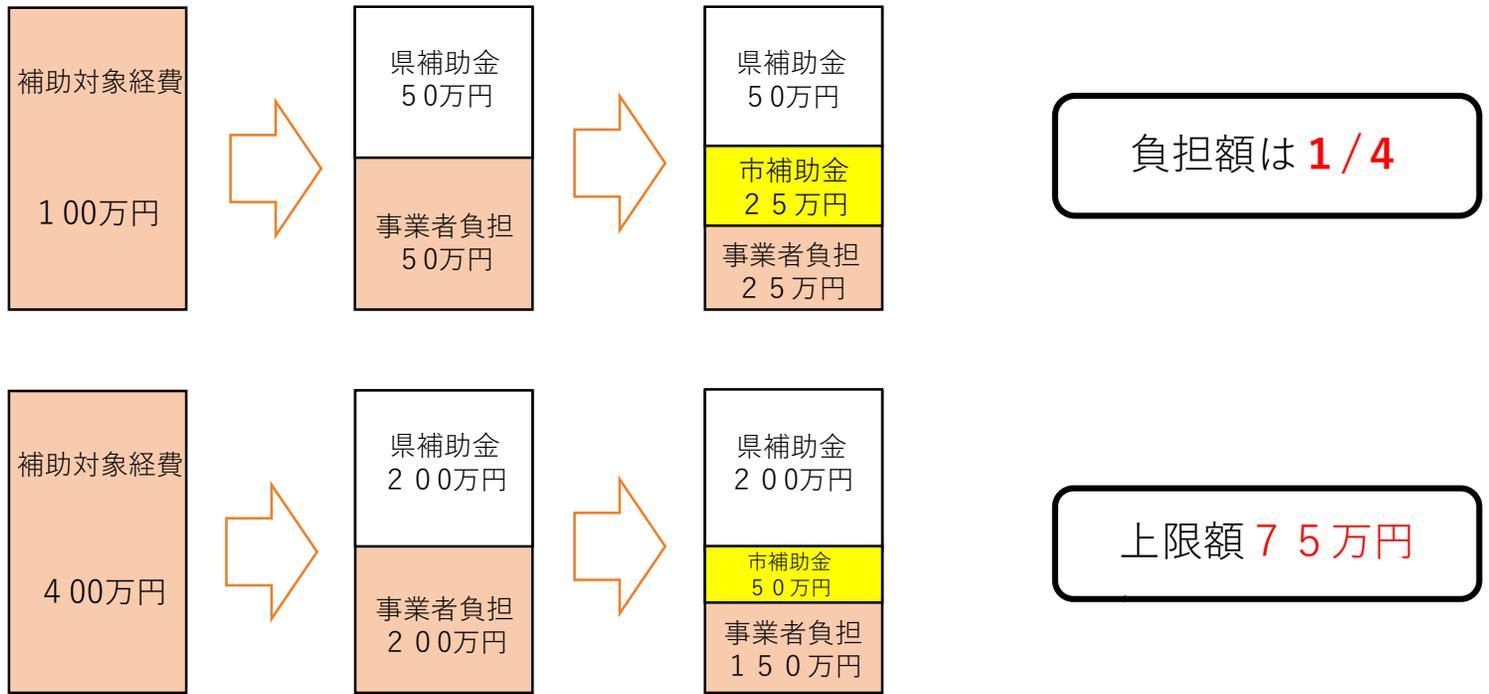
中小企業者や個人事業者が電力・ガス等の価格高騰対策として、エネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の更新を行う事業。

(2) 対象経費

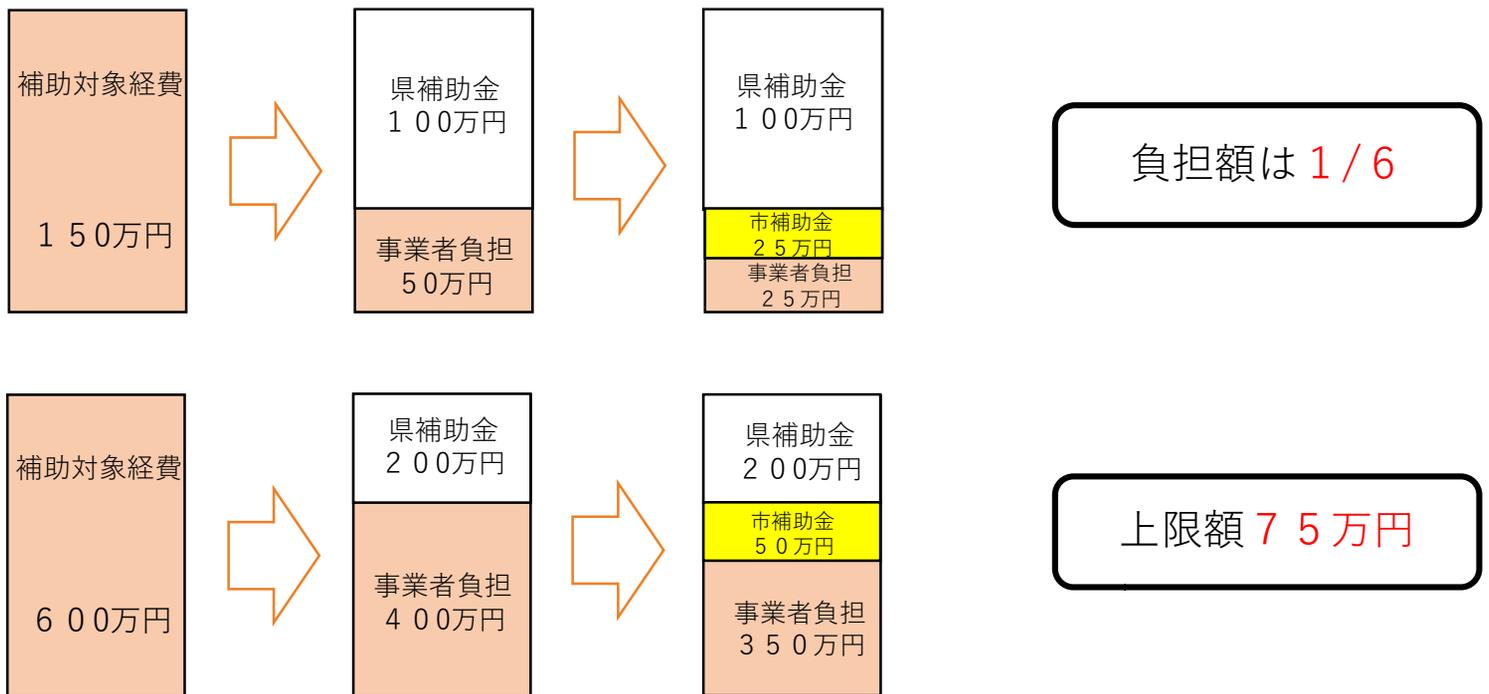
対象経費	令和8年2月10日より島根県が実施する飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の確定を受けた取り組みにかかった経費 (松江市内の事業所で実施したもの)	
補助率	県の補助率 1/2 以内の場合  市補助額は 県補助金の 1/2 以内	県の補助率 2/3 以内の場合  市補助額は 県補助金の 1/4 以内
補助額	上限 75 万円 (千円未満切捨て)	

(3) 補助イメージ

★【県補助率 1/2 以内 ⇒ 松江市は県補助金の 1/2 以内 を補助】



★【県補助率 2/3 以内 ⇒ 松江市は県補助金の 1/4 以内 を補助】



注意

補助金確定額の中の「**松江市内の事業所分**」が対象です。
松江市以外の事業所分を除いた額を補助対象とします。
例えば、県補助金額の100万円のうち松江市の事業所分が60万円の場合、60万円を対象とし、補助額を計算します。
※ $60万円 \times 1/2 = 30万円$ または $60万円 \times 1/4 = 15万円$

4. 募集・選定について

(1) 募集期間

令和8年2月24日（火）から
令和9年2月26日（金）

消印有効

(2) 選定

募集期間内に申請のあった事業について、必要書類が全部揃い、市の審査に合格した事業者から随時交付決定します。

(3) 申請単位

申請は、事業者単位とします。

(4) 交付決定回数

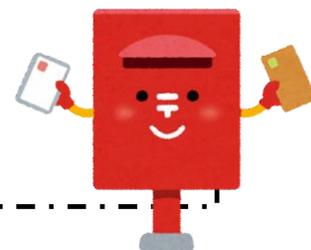
1事業者による交付決定回数は1回限りとします。

(5) 申請書提出方法

申請書類の提出は、原則郵送にて提出をお願いします。

※どうしても持参される場合は、事前に電話にて予約をお願いします。

【送付先】〒690-8540 松江市末次町86番地
松江市役所 商工企画課 「省エネ補助金担当 宛」



重要!

①【本補助金（県補助金上乘せ分）】と、【松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（市単独事業分）】との併用はできません。

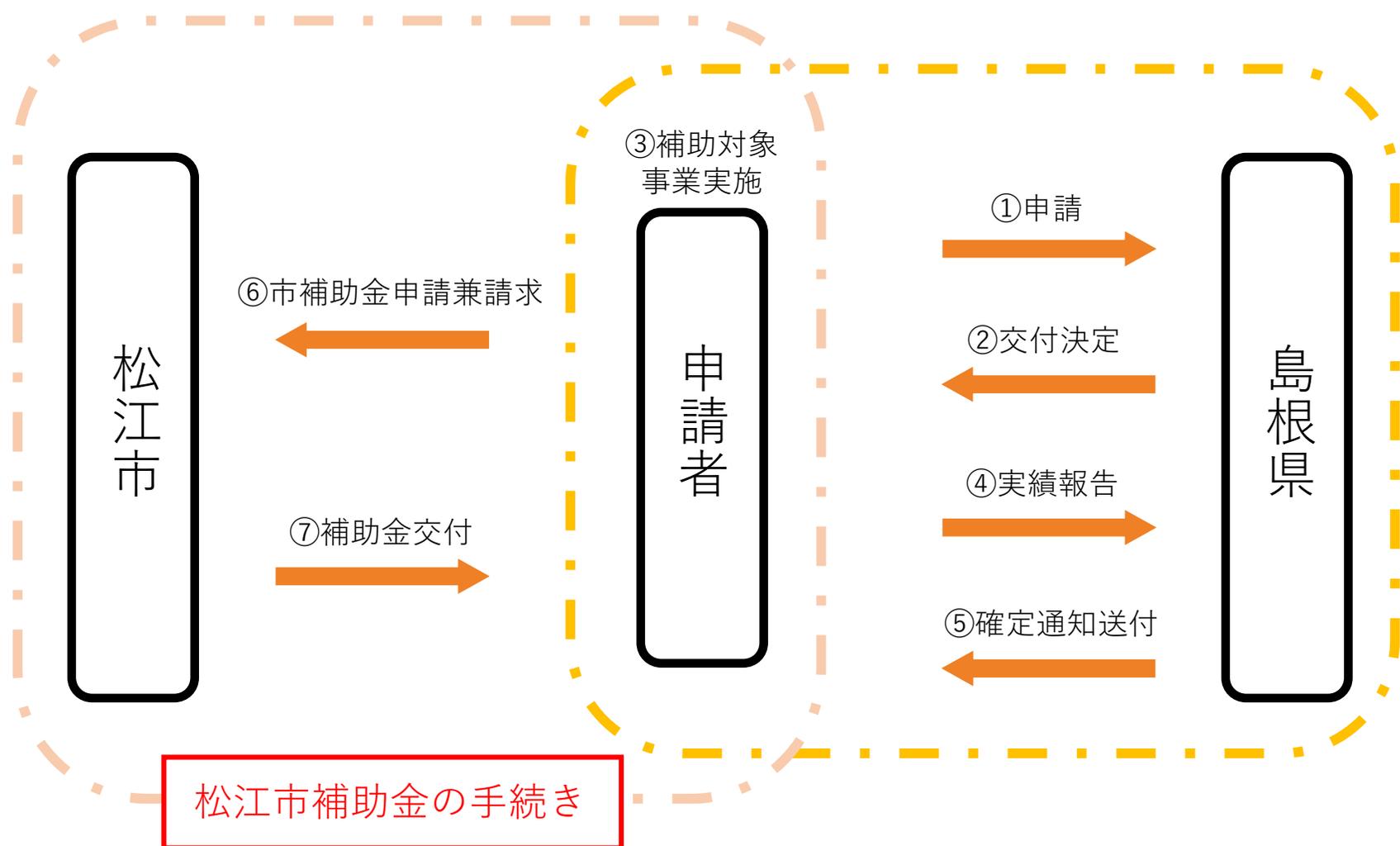
②令和8年2月10日より島根県が実施する「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の確定（令和7年度、令和8年度に決定及び確定）を受けた事業者は、「松江市飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（市単独事業分）」に申請はできませんので、本補助金に申請をお願いします。

③松江市の対象となる経費について、他市町村の補助金の交付を受けたものは対象となりません。

5. 申請手続き

令和9年2月26日までに県の確定通知書が届いている事業者の皆さまは以下の方法で申請してください。

(1) 申請の流れ



交付申請兼請求 ※上記⑥にあたります

令和8年2月24日～令和9年2月26日

審査・交付決定および確定 ※上記⑦にあたります

申請内容を審査し、交付要件に適合している場合、交付決定および確定を行います。

補助金のお支払い

※請求後1か月程度でお支払いします。
(申請状況によりますので確約ではありません)

※振込日を個別にご連絡はしません。通帳記帳等によりご確認ください。

(2) 申請書類

下記の書類を提出してください。

	提出書類	備考
1	補助金等交付申請書兼請求書 (様式第1号)	署名欄は自署又は記名押印 ※島根県に申請した申請者住所や代表者職氏名等と相違のないものにしてください。
2	令和8年2月10日より島根県が実施する飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金確定通知書の写し	令和7年度、令和8年度に確定を受けたもの
3	令和8年2月10日より島根県が実施する飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書の写し (別添資料含む) ※令和7年度、令和8年度に確定を受けたもの	○実績報告書 (県様式7号) ○ (別添) 実績報告①② ○直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書 ○更新・導入した設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細 ○取得財産等管理台帳
5	市税に滞納がないことがわかる証明書 (完納証明書)	市民課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナー、税務管理課で取得してください。 ※申請日から起算して1か月以内のもの
6	振込先金融機関口座を確認する書類の写し	○紙の通帳の場合 通帳の表紙の写し (1枚) 通帳を開いた1~2ページ目の写し (1枚) ○電子通帳の場合 電子通帳の画面の写し (1枚) ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。
7	その他市長が必要と認める書類	必要な場合は別途ご連絡いたします。

※書類提出後、申請内容の審査を行う上で、内容について職員が聞き取りをさせていただく場合があります。

重要!

申請期限は令和9年2月26日までです。

ただし、申請期限までに「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金確定通知書の写し」が提出できない場合は別途ご相談ください。

6. その他留意事項

(1) 不正行為に対する処分について

次に該当した場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消す場合があります。

・法令、交付要綱、または法令・交付要綱に基づく市長の処分や指示に従わない場合。

・偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合。

・補助金等を他の用途に使用した場合。

・各誓約事項に違反した場合。

※取り消しをした場合、既に補助金が支払われている場合は、補助金の全部または一部の返還を求めます。

(2) 事業所の移転について

補助金の交付を受けた場合、補助事業完了後 **2年未満** で事業所を市外へ移転する場合には、補助金を **全額返還** しなければなりません。

(3) 状況報告

補助事業者は、市長から補助事業により取得した設備機器の稼働状況について、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければなりません。

7. お問い合わせ先

松江市役所商工企画課 「省エネ補助金担当」

〒690-8540 松江市末次町8番地

(電話番号) 0852-55-5036

(FAX) 0852-55-5553

(メール) shoukou@city.matsue.lg.jp



よろしくお願ひします